

## 2030年グローバル知財予測に関する研究

——現状から予測する2030年の知財状況は？ 将来の特許制度は？——

マネジメント第1委員会  
第3小委員会\*

**抄 録** 経済やビジネスのグローバル化が進むなかで、権利期間の長い知的財産については、新興国の動向等を把握しながら中長期的な視野でグローバル知財戦略を策定する必要がある。そこで、まず、中長期のグローバル知財状況に影響を及ぼす要因の将来予測を行い、日本企業のグローバル知財活動の方向性について検討を行った。さらに、現在の特許制度の様々な問題を考察した上で、「豊かな未来を導く新しい特許制度を作ろう～全世界が参加し、有難味を享受できる特許制度の提案～」をスローガンに、1つの方策として世界統一特許やローカル特許を含む新しい特許制度について提案する。

### 目 次

1. はじめに
2. 2030年のグローバル知財状況の予測
  2. 1 知財戦略に影響する要因
  2. 2 知財制度に影響する要因
  2. 3 予測される特許制度と提案
3. 新しい特許制度の提案
  3. 1 概 要
  3. 2 世界統一特許制度
  3. 3 ローカル特許制度
4. 新しい特許制度の検証
  4. 1 有識者からの指摘
  4. 2 新興国関係者へのヒヤリング結果
  4. 3 世界統一特許実現の前提となるもの
  4. 4 新しい特許制度に向けた課題と対応
5. おわりに

### 1. はじめに

リーマンショック、その後のユーロ圏の金融危機等が日本企業に及ぼした影響からも明らかとなっており、経済やビジネスのグローバル化については異論がないところであろう。また、新興国の経済発展は目覚ましく、その存在感は一層高まりつつあり、日本企業は新興国の動向にも

留意したグローバル戦略の構築を進めている。

一方、知財の世界では、そもそも特許の寿命が20年であることから、技術の寿命が短い業種を除くと、一般的には3年周期で策定する中期計画よりもさらに長期の視野でグローバルな将来を予想し、計画を立てて活動を進めることが重要であることは言うまでもない。

そこで、当小委員会は、まず2030年のグローバルな知財状況を予測するために、知財状況に影響を与えるであろう様々な要因について将来予想データを解析し、日本企業がとるべき方向性を検討した。

また、検討の過程で明らかになった現在の特許制度の歪みや、南北問題等に起因する特許制度への不満等を解消することを目的に、「豊かな未来を導く新しい特許制度を作ろう～全世界が参加し、有難味を享受できる特許制度の提案～」をスローガンとして掲げて、新しい特許制度を提案した。さらに、その可能性について有識者にヒヤリングを行う等の検証を加えた。

\* 2014年度 The Third Subcommittee, The First Management Committee

以下、これらの内容について述べる。

## 2. 2030年のグローバル知財状況の予測

### 2.1 知財戦略に影響する要因

2030年の知財状況を予測するには、予測の根拠となる要因がいくつか考えられるが、当小委員会ではその中でも予測への影響が特に大きいと思われる2点を中心に検討した。

1点目は、どの市場が大きく成長しているかを示す市場規模である。現在の中国を見ても分かるとおり、市場規模が大きい所に資本が多く投下され、経済が成長する。そして市場が大きくなる程、模倣が発生した場合の損失が大きくなるため、必然的に知財戦略が重要視されると考えられるからである。

また2点目は、技術力である。言うまでもなく、知財は技術とストレートに結びつくものであり、技術が頻繁に生まれる所には必然的に特許出願が多く出されると考えられ、知財戦略が重要視されると考えられるからである。

#### (1) 市場規模

一口に市場規模と言っても、何を以って市場規模の大小をはかるかは、判断が分かれるところであろう。製品によっても市場の規模は、それなりに分かれる事が予測される。

そこで当小委員会では市場規模の指標として客観的かつ定量的にはかれるものがないかを考えた。そして検討の結果、GDP（国内総生産）と人口を採用することにした。

##### 1) GDP

GDPを選択した理由は、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額であり、市場規模をはかるのに妥当な指標と考えられるからである。

図1は各国／地域の今後のGDPの推移の予測である。主要国を横軸にGDPを縦軸にとり、

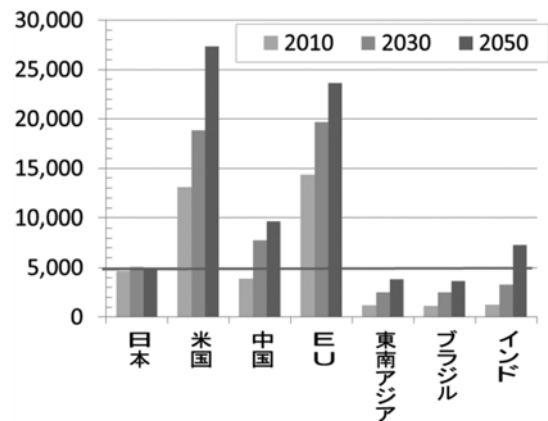


図1 各国／地域のGDPの推移<sup>1)</sup> (単位：10億 \$)

2010年（実績）、2030年（予測）、2050年の推移（予測）を見たものである。

図を見ると日本が今後2030年、2050年でGDPがほぼ横ばいであるのに対して、欧米中、また今後経済成長が見込まれる東南アジアやブラジル、インドは全て上昇傾向であることが分かる。特に米国は2010年、2030年はEPより低いものの、2050年にはEPを大きく上回っており、2050年のGDPは2010年のその2倍近くになっていることが分かる。これに対し、中国は2050年になってもGDPの絶対値としては、依然として米国の後塵を拝している。意外な感じがするが、一人っ子政策による高齢化社会の到来、研究環境が、政治体制による制約を受ける等の点を考えると妥当とも言える。特筆すべきはインドで、2050年にはGDPでは完全に日本を追い越す予測となっている。

次に各国GDPの世界に占める割合を見てみる。

図2を見ると2010年では日欧米で世界のGDPの65%程度を占めているが、2030年でも絶対値としては1.5倍程度になってはいるものの、依然として日欧米で58%近くを占めていることが分かる（両円グラフ共に日欧米のみグラフ内に模様を入れて区別している）。つまり2050年になっても依然として世界経済の中心は欧米が握っていると言える（日本のプレゼンスは明らかに下がっている）。

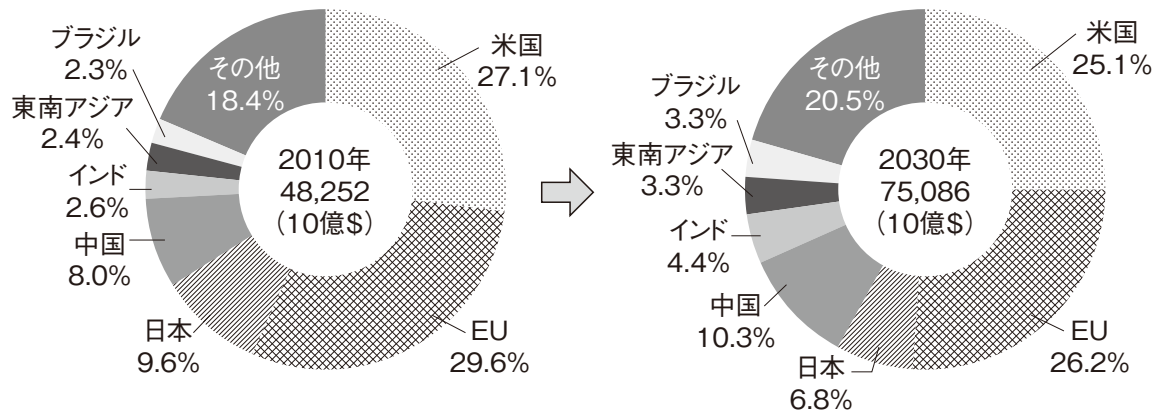


図2 各国GDPの世界に占める割合<sup>1)</sup>

それに対し中国、インド、東南アジアといった国々は着実に伸びており、アジア全体としてのプレゼンスは世界経済にとっても無視できないものとなっていくことが予測される。

## 2) 人口

人口は市場規模と関連が高いと考えられ、人口が多くなればなるほど、需要が増える→産業が発達する→市場希望が大きくなる→知財戦略が重要になってくる、との予測は取り立てて反論を呼ぶものではないだろう。

そこで、当小委員会では、人口が各国、地域でどの程度になるのかを文献を基に調査した。

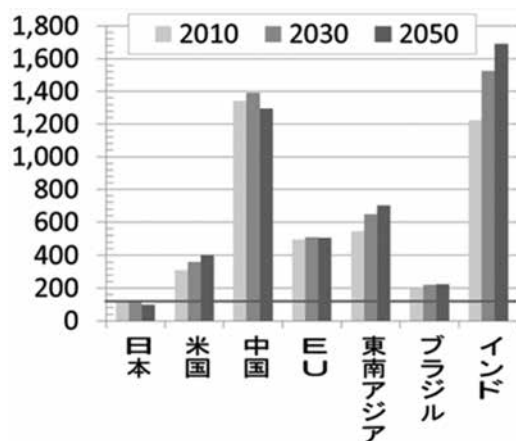


図3 各地域/国の人口推移 (単位: 百万人)<sup>1)</sup>

図3は各国/地域の人口の推移の予測である。主要国を横軸に人口を縦軸にとり、2010年(実績)、2030年(予測)、2050年(予測)の推

移を見たものである。

図を見ると中国とインドがずば抜けて人口が多く、今後も市場として大きなプレゼンスを占めることが分かる。中国は一人っ子政策の影響で2030年代をピークに人口は減少に転じるが、インドは順調に伸びている。インドは年齢層の分布がピラミッド層となっているため、今後も労働力が途切れることがなく、市場としても労働力としても魅力的である。

増加率としてはインドの他には東南アジアが高いが、日本だけは明らかに減少傾向に転じることが分かる。全体としては人口予測の視点からは、GDP同様アジアは市場としての魅力が大きいということが分かる。

## (2) 技術力

技術力を表す指標としては、研究開発費と論文相対被引用度を採用することとした。

### 1) 研究開発費

研究開発費を採用した理由は、いわば先行投資費とも言え、将来の当該国の技術力とある程度比例し、また特許出願件数とも相関性があると考えられるからである。そして現状かけている研究開発費は数年後あるいは数十年後に実を結ぶと考えられるからでもある。以下に少し古い、2011年度の各国の研究費をまとめたものを図4に示す。

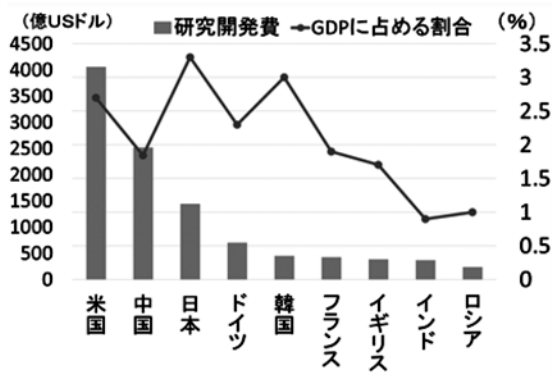


図4 各国の研究開発費とGDPに占める割合 (2011年度)<sup>2)</sup>

総額は、米国>(欧州)>中国>日本の順だが、中国は日本よりGDPに占める割合が低い。上位を見てもほぼ先進国が占めており、まだまだ先進国主導の開発状況は変わらなそうと言える。インド、ロシアといったいわゆるBRICsは、研究開発費のGDPに占める割合が低い。

## 2) 論文の相対被引用度

次に過去30年の論文の相対被引用度を図5に示す。論文数ではなく論文の相対被引用度にしたのは、論文数では玉石混合であり、各国の技術力に一定度比例していると言えるかが不明確なこと、その点相対被引用度ならば重要な論文は必然引用される可能性も高いので、質的にも予測可能と考えたためである。

図は横軸に年度、縦軸に相対被引用度をとっている。数値が高ければ高い程、引用する数より引用されている数が多い。すなわち技術力としては高いと推測できると言える。

グラフの推移を見ると欧州勢の伸びが大きく、また中韓やインドといった国々も同程度の伸びとなっていることが分かる。

しかし数値を見ると現状では英国が1.56、米国が1.51と世界トップクラスで他の欧州の国々も非常に高い数値を示していることが分かる。同じ先進国であるはずの日本でさえ1に満たず、中国、韓国といった国は0.8前後と日本に近づいて来てはいるが、欧米には遠く及ばない。

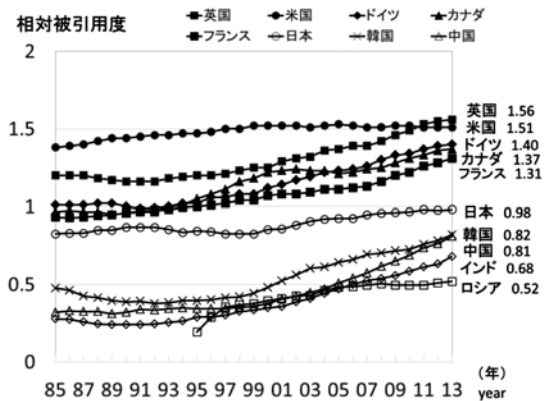


図5 論文の相対被引用度<sup>3)</sup>

インド、ロシアはそれ以下である。

依然として現在の環境下では、技術分野によっては異なる可能性はあるが、欧米の基礎技術力は高く、優位性は継続すると考えられる。

## (3) 要因検討のまとめ及び知財戦略の方向性

ここまで、市場規模と技術力の点から検討をしてきた。2030年ということもあり不確実な要素もあるが、次の3点が言える。

- ・中国、インド、東南アジアのプレゼンス向上
- ・欧米のプレゼンス維持
- ・日本のプレゼンス相対的低下

これらの点を踏まえると、今後の日本企業の知財戦略は、中国、インド、東南アジアといったアジア地域に注目していくことが不可欠である。ただ、この方向性は、多くの日本企業が、既に認識している部分であり、決して新しいものではない。

したがって、現在の延長線で知財戦略を考えていくことを基本としながらも、アジアでの国、地域レベルの動き、変化を注視し、知財戦略に反映させていく必要がある。

## 2.2 知財制度に影響する要因

知財状況の予測をするにあたって、知財戦略に影響する要因のみならず、知財自体の制度(知財制度)の予測を行わなければ実効性が伴わない。



知財制度を予測する際に、EPO（欧州特許庁）が、2007年4月に報告した「未来のシナリオ (Scenarios for the future)」<sup>4)</sup>が参考となる。そこで本章では、既にEPOから報告されている将来の予測レポートを検討した後に、その「未来のシナリオ」でも考慮されている知財制度の歪み、南北問題、通商交渉について現在の状況を検証し、それに基づき当小委員会による予測と、新たな提案を行う。

### (1) EPOの知財レポートの検討

EPO（欧州特許庁）が、報告した「未来のシナリオ (Scenarios for the future)」では、特許および知的財産について、2025年を一応の目標年にして、それまでにどのようなことが起こり、また知財制度が展開されていくであろうかについて、以下の4つのシナリオが報告されている。

- (a) Market Rule
- (b) Whose Game
- (c) Tree of Knowledge
- (d) Blue Sky

ここで、この4つのシナリオについて当小委員会における解釈をそれぞれ簡単に説明すると、以下の通りになる。

(a) については、知財制度の強化と理解し、特許は防御手段ではなく有効活用する必需品となり、知財が取引可能な財として、世界的に広く認識されている。産業界は異なる国の下のシステムにおける手間、翻訳コスト等を許さず、そのために多少なりとも統合された世界特許プロセスに向かう。

(b) については、知財制度の修正（修正の結果、地域差が拡大する）と理解し、世界は分断され、特許などの知的財産は異なった地域で異なって使用されるようになる。欧州連合やアメリカ合衆国では特許に替わる保護メカニズムを模索する一方、研究開発が活発となるアジア

などではロイヤリティや標準化の普及に特許を使用するなど、2つの地域的に異なる知財制度が存在することになる。

(c) については、知財制度の崩壊と理解し、特許は世界中で廃止され、情報の共有化が規範となる。そのため、特許を巡る特段の訴訟もなくなるが、特許を用いた利益動機の欠如は結果として秘匿の増加を招き、イノベーションのレベルを減少させることにつながる。

(d) については、知財制度の修正（修正の結果、2種類の知財権の存在する）情報通信のような複雑な技術領域のソフトウェア特許と、製薬分野等の古典的な特許のように2つの異なる特許制度が存在する。ここでの古典的特許とは現在の特許と同様であるが、ソフト特許は普及・共有化のために差止めは無く、協調して発明を促進していくものである。

ここで、当小委員会では、知的財産権のうち、特許権についてフォーカスして、以下検討を行った。

### (2) 特許制度の歪み

特許制度に関して現時点で顕在化している事象を検証し、日本企業からみた現在の特許制度の歪み（無駄・不一致・問題を含む）について項目を挙げ、簡単に説明する。

権利付与面と権利活用面の両面から以下に説明する。まず、権利付与の面から以下の5つの項目について説明する。

1) 審査の重複（属地主義）：PPH（Patent Prosecution Highway：審査の負担を軽減し質の向上を図る制度）等で、第一国特許庁の審査内容が第二国以降の特許庁の審査へ有効活用されているが、原則として属地主義であるため、同一発明であるにも係らず、特許性判断の審査が重複して行われており金銭的、時間的な無駄が生じている。

2) 進歩性判断のバラツキ：例えば、日本と

米国とでは、進歩性の判断時の論点が異なる場合や、同じ論点であっても判断が異なる場合があります。出願人としてそれぞれに対する対応を強いられる。

3) 登録クレームの不一致：属地主義に基づき異なる特許性の判断基準により審査が行われているため、登録クレームが一致しないという矛盾が生じ、出願人は属地主義による最大限の権利範囲のみならず、権利活用をも考慮した権利取得を検討する必要がある。

4) 無効化手続きの不一致：Trips協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）第32条では、特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられると規定されているだけで、実際には、各国にゆだねられているため、ルールは不一致であり、それぞれの国の制度を理解したうえで適切な対応を強いられる。

5) データベースの不統一：各国が使用するデータベースが異なるため、異なった公知文献発明により特許性の判断がなされ、出願人としてそれぞれに対する対応を強いられる。

次に、権利活用の面から以下の5つの項目について説明するが、いずれも日本企業にとって、権利を活用する上で懸念されている点である。

1) 複数国侵害訴訟：各国の特許発明の技術的範囲が異なるため、事件が複数国にまたがる場合、それぞれの国の特許発明の技術的範囲の属非について検討する必要がある。また、Trips協定第28条により特許権者に与えられる権利が規定されているが、各国ごとに実施行為が異なるため、各国ごとに侵害成否を検討する必要がある点が無駄である。さらに、特許権者の有利な地域での裁判（米国でのフォーラムショッピング）など、公平性が担保されないという問題点がある。

2) 不実施権利の障害：本来、絶対的排他権である特許であるが、進歩性の高さや、属地主

義を根拠として、本来特許にならない特許が存在し、複数の特許権のうち重複した発明が多く存在することを否定できない。例えば、日本の場合、2つの特許権のうち重複した発明は、双方の特許権者であっても実施できないという問題が多く生じている。

3) LOR (License of Right) の低実施率：特許流通の活性化や未利用特許の活用促進のために、特許権者又は特許出願人が、第三者に実施許諾を許可する用意があることを宣言する制度としてLORが英国やドイツで採用されている。この制度を利用することにより、特許料は減額されるが、特許権者はそのライセンス条件を自由に決定することが事実上難しくなるなどの問題も抱えているために制度の実施率は決して高くはなく、結果として特許費用を抑えられていないのが実情である。

4) 公開技術の無断実施：出願公開時と特許権の設定登録との間が長い場合には、補償金請求権はあるものの第三者による出願公開公報による模倣が横行する可能性が高くなるという問題点がある。

5) 公益性（公共福祉）：Trips協定第31条で公的な非商業的使用の場合には、ある特許の実施権が与えられることが規定されているものの、実施例は数少ないという問題点がある。

### (3) 南北問題、通商交渉

従前から新興国と先進国との間で生じていた問題を整理すると、南北問題、通商交渉の場面で新興国は先進国に対して不公平感を抱き、また明確な主張を持っている。以下の4つの観点から新興国の主張についてそれぞれ説明する。

1) 特許制度：新興国は、先進国の提案のもとに締結された制度であるとの認識をもつ傾向にある。例えば、Trips協定の成立する過程において、先進国のパリ条約の実体規定の違反をGATTの紛争解決手続きとして取り扱おうとす

る先進国の動きに対し、新興国は反対した。結局、先進国の主張通りに1967年のストックホルム改正条約の規定を引用する内容で成立された<sup>5)</sup>。

2) 環境技術移転への障害 (COPにて) : 新興国としては、先進国によって決められたルールへの押しつけとなっているとの認識をもつ傾向にある<sup>6)</sup>。

3) 人命にかかわる医薬品及び安全装置などの独占 : 例えば、医薬品に関しては、各国の厚生省に相当する機関による規制や医薬の価格設定があるため、医薬品が出回らないのはその国の政策も大きく影響しているにも関わらず、特許の存在によるものだとの認識をしている傾向がある<sup>6)</sup>。

#### 4) 生物資源の搾取と特許化の問題

そもそも、新興国では、南北問題の理由の1つとして考えられるIMF-GATT体制による自由貿易による恩恵を享受できなかった。さらに、モノカルチャー経済を強いられた新興国は、一次産品である生物資源(自然資源・天然資源)についても、先進国の技術で先進国の資金で先進国の国民により搾取されている事実が散見された<sup>7)</sup>。また、自国公知公用を新規性・進歩性の判断基準とする新興国においては、その新興国以外では公知公用の技術であっても、その新興国では独占排他権が発生するという問題もある。

### 2. 3 予測される特許制度と提案

前述した、EPOの報告した「未来のシナリオ」の内容も参考にしうえて、将来起こりうる可能性について考察した結果を以下に説明する。

EPOの4つのシナリオでも考慮されているが、当小委員会で検討したように、現在の特許制度にはいくつもの歪みが存在することや、新興国と先進国との間での認識のズレがあることから、前述した(a)のように現在の特許制度がそのまま強化される方向に進むことは困難であると思われる。また同時に、(c)にあるよ

うに、現在まで培われてきた特許制度自体が全面的に崩壊してしまうことは考え難い。そのため、将来の特許制度としては、前述した(b)及び(d)のように特許制度が現在とは異なる形に修正される方向に進むと考えるのが妥当である。

しかしながら、(b)については、世界の相互依存関係が進む中で、単純に地域ごとに異なる特許制度のシナリオの妥当性は低く、一方、(d)については、情報通信のような普及・共有化のための複雑なシステム技術に関するソフトウェア特許と古典的(現在の)特許の扱いは、例えば時の経過や国・地域的にも異なるものと推測され、差別化するのは現実的に困難である。そのため、(b)と(d)のシナリオのうち、どちらか一方を二者択一的に将来の予想のシナリオとして採用するには妥当性に欠ける。

このような考えに至った具体的な理由としては、先ず当小委員会では、それぞれ個別には先進国は現在の発展系、新興国は特許権の一部見直しをするとの2つの方向へそれぞれ進むことを望むと予測した為である(図6参照)。

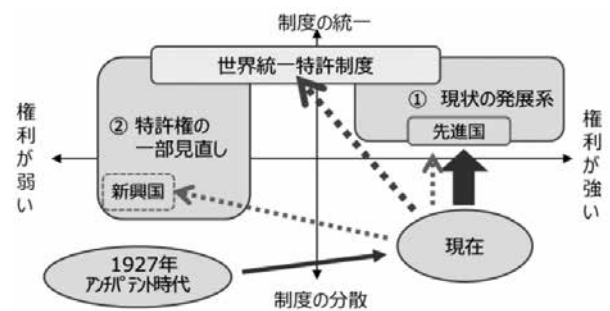


図6 予測される特許制度

なお、現在の発展系とは、技術力、資本力で勝る先進国にとって優位であるように、特許権の強さは現在のプロパテントの状態を維持したまま、先進国を中心とした地域的な統一の範囲が広がることを意味している。

また、特許権の一部見直しとは、主に新興国



が中心となり、特許権の影響力を限定的なものとし、権利行使に制限を設けるなどにより特許権の持つ効力を弱める方向に見直すことを意味している。またそのような一部見直しの場合には、地域的には現在特許制度が整っていない新興国にも及んで統一の範囲が広がることが予測される。

しかしながら、そのような2つの異なる特許制度は、そのままでは今以上に新興国と先進国との間でのズレを助長させることになり、それぞれが実現することは考えにくい。

そこで、当小委員会で検討した結果、将来起こりうるシナリオとしては、地域に起因する異なる特許制度と、二種類の特許制度との両方の面を併せ持つシナリオが有力な予測であると考えた。

以上のことから、先進国と新興国との間での認識のズレを解消するための新興国の国内ルールを含み、かつ現在の特許制度に存在する歪みをできるだけ解消する新しい特許制度を提案する。

### 3. 新しい特許制度の提案

#### 3.1 概要

上述の問題の解決を図る1つの方法として、豊かな未来を導くために、全世界が参加し、有難味を享受できる新たな特許制度を提案したい。具体的には、世界各国が参加可能な世界統一特許制度と、これを補完するローカル特許制度を提案する。

ここで提案する世界統一特許制度とは、表1、図7に示すように、各国法や国際条約に優越するものであり、特許審査組織や特許審査基準は世界に1つのみ、たった1つの出願で原則、全世界で有効な権利を獲得できる画期的な仕組みである。合わせて、世界統一知財裁判所も設置することで、権利付与面のみならず、権利活用面においても新たな制度を導入する。

表1 世界統一特許制度の概要

項目	内容
権利付与面	各国法や国際条約に優越
	特許審査組織は世界に1つのみ
	特許審査基準は世界に1つのみ
	高い進歩性の基準
	同一クレームでの登録
	1つの出願で原則、全世界で有効な権利を獲得
	世界共通の先行特許調査用データベース
権利活用面	登録時は加盟国全指定、権利維持時に指定国選択
	特許権者が非実施の国においては差止請求権は認められず、対価請求権のみ
	世界統一特許裁判所は、各国国内法を超える国際判断
	世界統一特許裁判所は、各国の地裁及び高裁の上級審
	世界統一特許裁判所は、複数国に跨る訴訟においては事実審としても活動

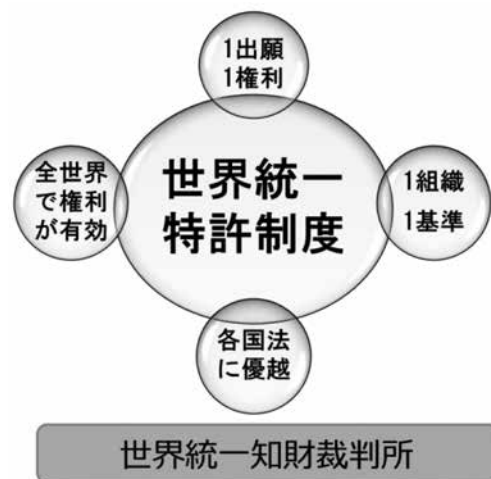


図7 世界統一特許制度の概要

一方、ローカル特許制度とは、主として新興国を対象に、自国の産業育成のため、自国内での実施権を獲得でき、世界統一特許制度と併存する仕組みである。

以下、各々について詳述する。



### 3. 2 世界統一特許制度

#### (1) 組織

これまでの世界の特許制度においては、属地主義や各国特許庁の審査スキル・ノウハウなどに起因する、各国特許庁における審査の重複や、進歩性判断のバラつき、登録クレームの不一致などの歪みが生じていた。

提案する世界統一特許制度においては、これらの歪みを解消すべく、権利付与の組織としては、世界統一特許庁の体制を導入する。

世界統一特許庁は、現在の体制からの緩やかな移行を推進させるために、当面は、審査のノウハウを持ち、経験値の高い、日本・米国・欧州・中国・韓国の5極の特許庁とのユニオン型とするが、当該5極特許庁のスキル・ノウハウなどを吸収していくことで、将来的には、上述の歪みを完全に解消していくためにも、当該5極特許庁に依存しない、世界で唯一の特許庁という体制に移行させていく。

この世界統一特許庁によって世界統一特許の審査を行うことにより、1回の審査によってグローバルな1つの権利を獲得できるようになることから、審査の重複や、登録クレームの不一致などの歪みを解消することができる。

また、世界で有効範囲が明確であるため、グローバルな経済活動に資することになり、更には、出願・権利化などの知財活動の効率化にもつながる。

#### (2) 審査

世界統一特許庁における出願審査にあたっては、世界統一特許審査基準を策定する。現在の特許制度の課題の1つである特許の藪問題に対処するために、この審査基準においては、進歩性の基準をこれまでに比較し高く設定することを予定している。これにより、真に技術的価値の高い発明だけに特許権が付与されることになる。

世界統一特許権の地理的な権利範囲としては、登録時は、「全世界」の趣旨に基づき、加盟国全指定の形式をとるが、権利維持年金を累進性でかつ指定国数に比例する方式を採ることで、権利を維持する必要のない国における権利放棄を促進し、不要な権利の存在による訴訟リスクの軽減を図る。

#### (3) インフラ

世界統一特許制度を実効あるものとするためには、世界統一特許庁の業務を支える基盤として、先行特許調査を集約的に行うことのできるデータベースを構築する必要がある。権利範囲とのバランスに鑑みれば、かかるデータベースは、世界中の特許文献の全てを搭載したものとなるが、実際には、5極特許庁が現在用いるデータベースの統合から着手し、順次、新興国分を登録して行く。

世界統一特許制度の下に与えられる特許権の有効性の判断は、新たに設置する世界統一特許裁判所（後述）に委ねる事となるが、審査官の実務に供するためには、特許性に関わる判例もまた集約することが望ましい。

このようなデータベースを構築するためには、多大な労力を要することとなるが、権利付与する行政機関や出願人（ユーザー）が個別に調査を行う現在の状況に照らせば、十分にメリットが出る取り組みである。

#### (4) 独占／許諾 権利行使

世界統一特許制度の下で付与される特許権は、全世界で有効とし各国法に優越するという強力なものとなることから、権利の効力について種々の調整が必要となる。

はじめに、特許権者が実施していない特定国の権利については、差止請求権は認められず、対価請求権のみ主張可能とする。また、ライセンスは、自国及び特定国についてのみ、販売

を認めることとする。こうすることで、世界統一特許制度によって、特定国における産業の発達に与える悪影響を最小限に抑えることが可能となる。

### (5) 世界統一特許裁判所

特許権の有効性や侵害成否の判断は、新たに設置する世界統一特許裁判所で審理する。世界統一特許裁判所は、各国の地裁及び高裁の上級審として、各国の裁判過程で認定された事実に基づき、法律審を行う。世界統一特許制度の趣旨に照らした判断を進めることで、司法判断としての統一を担う。なお、特許権を侵害する行為が複数国に分かれて行われる場合には、第一審であっても受理することとし、事実審として証拠認定も行う。

世界統一特許裁判所の判決は、条約を通じて各国司法当局によって執行されることで、判決の実効性を確保する。

世界統一特許裁判所の仕組みの詳細については、現在の国際司法裁判所や、現在、準備が進められている欧州統一特許裁判所制度における課題等に留意していく必要がある。

## 3. 3 ローカル特許制度

### (1) 先進国と新興国との対立

上述した世界統一特許制度は、全世界が参加して、有難味を享受できるという趣旨で、制度設計したものであるが、先進国中心の制度である点は否めない。

世界統一特許制度では、進歩性の判断が高く、新興国の企業が、世界統一特許制度で特許を取得できるか疑問の余地がある。また、複数の国で権利を取得することになるが、そもそも多くの国で権利を取得する必要性があるのか、この点においても疑問がある。

つまり、世界統一特許制度が導入される時点において、先進国と新興国との間では、技術レ

ベルやグローバル化にギャップが存在し、このギャップを小さくするためにローカル特許制度を提案するものである。

本来、新興国が望むことは、先進国による独占から自国の産業を保護し、それぞれの新興国が独自に発展することである。ローカル特許制度は、世界統一特許制度で新興国が不利にならないように提案するものであり、世界統一特許制度を補完するように、それぞれの制度が並存するものである。

### (2) ローカル特許制度の概要

次に、ローカル特許制度の概要を説明する。

ローカル特許制度を設計するにあたり、「権利付与面」と「権利活用面」の2面から捉えた制度であり、表2にそれぞれの側面から見た制

表2 ローカル特許制度の概要

項目	内容
権利付与面	審査は必要 (ダブルパテントは認めない)
	出願国内での審査が原則 (他国特許庁への審査委託は可能)
権利活用面	自己実施権とする
	但し、統一特許がある場合、 ライセンス料支払いが必要
	新興国の国内企業間は、 排他権の行使可能
	ローカル特許間の利用発明は、 クロスライセンスが必要



図8 ローカル特許制度の概要

度の内容を示す。

また、制度全体のイメージがつかめるように図8に、模式図も合わせて示す。

ローカル特許制度は、個別の国内でのみ設定された制度であり、日本や中国の実用新案制度のように、無審査登録制の制度ではなく、あくまでも、進歩性・新規性を判断し、発明として価値あるものに特許権が付与される制度である。

なお、進歩性は、世界統一特許制度で判断される進歩性より、審査基準を低くし、新興国の企業でも進歩性が認められる審査基準であることが重要である。

この結果、新興国内の企業が、その国内だけで効力が及ぶローカル特許制度を利用して、特許出願し、権利化することにより、当該国内において、権利を取得することができる。

つまり、世界統一特許制度によって登録になった権利が、当該新興国を指定して、当該新興国に権利が存在していたとしても、当該新興国では、新興国内の企業がローカル特許を取得すれば、自己実施する権利が発生する。

この場合、新興国内の企業が、自己実施する際に、世界統一特許に侵害する事態が発生するが、その際の救済措置として、世界統一特許の権利者に、ロイヤリティを支払い、自己実施を保障してもらうことになる。

### (3) ローカル特許制度の展望

ローカル特許制度を設けることにより、この制度を制定した新興国は、自国の産業を育成することができる、自国の発展を成し遂げることができる。

さらに、現在、新興国に属する国も、まずは、ローカル特許制度を設けることによって、自国内で産業活動が活発になり、産業・技術が発達し、最終的には、先進国と並ぶ技術力を身に付けることができ、世界統一特許制度へと移行していくものと思われる。

要は、ローカル特許制度は、世界各国の技術レベルを、同一レベルに導くための過渡的な制度であるという面も兼ね備えたものである。

## 4. 新しい特許制度の検証

前章で提案した新しい特許制度の基本理念や当小委員会の考える現在の特許制度の歪みについての妥当性を検証し、更なる課題を抽出するため有識者へのインタビューを行った。

また、当小委員会が現在の特許制度の歪みと考えている審査の重複や登録クレームの不一致などの点が新興国内でどのように認識されているか確認することを主目的として、新興国知財関係者へのインタビュー、及びアンケート調査を行った。

### 4. 1 有識者からの指摘

具体的インタビュー先としては、①知的財産法の権威である北海道大学大学院法学研究科の田村善之教授、②企業経営における知的財産活動に関し先進的な研究をされている東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科の田中義敏教授、③特許戦略の事業競争力への影響が非常に大きい製薬業界において、日本製薬工業会 知的財産委員会 委員長を務められ、更にJIPA国際政策プロジェクト、特許制度調査推進委員会等でサポートメンバーを務められている武田薬品工業株式会社知的財産部奥村洋一部長にお話を伺った。

#### (1) 田村教授

それぞれの国、産業の状況で望ましい特許制度は異なる。例えば、多数の特許で1つの製品／サービスがカバーされるIT分野と少数の特許で1つの製品がカバーされる化学や製薬分野では、特許の強さを調整しないと産業の発達が阻害される懸念がある。現状、そのような問題を、国毎、産業毎に審査基準、判例で調整する



ことで特許による弊害を低減している。世界レベルで1つの特許制度を運用するのは難しい。

現在の特許制度では、先進企業が、経済価値に鑑み新興国に特許出願しないことにより、新興国では実質的に特許が無いかの如くふるまえることでバランスがとれている。世界統一特許では全ての国で権利行使が可能となり、新興国の産業に悪影響が出る可能性がある。

ローカル特許制度については、新興国では、意味がある。日本の実用新案制度は、国内産業の保護に役立った。先進企業は、経済的に新興国に実用新案出願を行わない。これにより、新興国の国民は実用新案を取得することで新興国内での権利行使ができ、競合他社を排斥することができる。一方で、ローカル特許制度が、世界統一特許にはないメリット(自己実施権など)を持つことは法制度として正当化することが難しい。

また、世界各国で多様な特許制度があり、多様な知財人材がいることにより、さまざまな仮説・定説が、特許訴訟などを通じて実施・検証されて世界の特許制度のバランスを取っているとの法的側面も無視できない。

## (2) 田中教授

将来、新興国が大量の改良技術の特許を取得し、日本の事業の自由度が奪われる状況が出るかもしれないことを懸念する。世界統一特許制度という考えについては、まずは、ヨーロッパ特許庁、アジア特許庁などの地域別特許制度の確立から検討するべきであろう。

また、基本特許と改良特許が同一の法律効果をもつことに疑問を持っており、進歩性のレベルによって特許権の法律効果に違いを付けるべきではないか。日本も高度成長期には実用新案制度が有効に活用された。改良特許の保護の在り方を新興国各国で検討すると良いと思う。

世界統一特許に向けての意識や活動レベルは

官学と比べて民間企業の方が進んでいる面もあるが、地域をまとめるリーダーシップを発揮することは非常に難しいことであり、アジア地域をとってみても、欧州での統一の動きにはまだまだ及ばない。統一に向けた産業界の更なるリーダーシップを期待する。

## (3) 奥村部長

先進国と新興国が、現在の特許制度の歪みを問題点として共有できるか、疑問である。新しい特許制度を提案して新興国に押し付けるのではなく、まずは現在の特許制度に対する共通の理解促進を図るべきであり、次に提案に賛同する国を増やす努力が不可欠である。

例えば、新興国を中心に、「病気の人に薬が行き渡らない原因は、薬価を高くしている特許にある」という“特許悪人論”がある。しかし、必須医薬品(エッセンシャルドラッグ)の97%は特許権が切れており、薬価はそれぞれの国家が決定している事実を考慮すると、特許悪人論は正しくなく、他に原因があると考えべきである。このような誤解を含めて現在の特許制度は先進国に有利であるとの考えの偏りを解消する必要がある。さらに、どのような特許制度でも、悪用を試みる者は現れるので、防止するような仕組みが必要と考える。

製薬業界の視点からは、世界統一特許制度ができることは望ましい。しかし、現在の特許制度が今後20年続くとは思わないが、世界統一特許の実現も難しいと考える。世界統一特許の実現に向けて進むのであれば、日本は、関係の深い国と結びついていくことから始めて、統一に向けたコンセンサスを作っていくことが先決だと考える。

小委員会が提案している仕組み、例えば、世界統一特許権の範囲内でも自己実施権をローカル特許で付与することや、実施料の支払いを前提とした強制実施権や、公共の福祉を理由に医

薬品等の特定分野で異なる制度を設けること等は、製薬業界のみならず賛同することは難しく現実的ではない。

## 4. 2 新興国関係者へのヒヤリング結果

前述の目的で、東京工業大学大学院田中研究室にご協力を頂き同研究室に留学経験のある新興国の知財関係者（主に各国特許庁職員）27名にメールによるアンケートを実施した。更に、現在、田中研究室に所属されている研究生3名にインタビューを行った。

### (1) アンケート概要

アンケートは、①現在の特許制度について、②当小委員会が提案する新しい特許制度における世界統一特許について、③当小委員会が提案する新しい特許制度における世界統一特許を補完するローカル特許制度について、④将来の世界統一特許を実現するために、の4セクション、計28設問（選択式20問、チェックボックス式2問、フリーコメント6問）で構成した。

### (2) アンケート結果

アンケートの回収率は22%であった。アンケート結果及び研究生へのインタビューを総括すると以下の通りである。

- ・現在の特許制度については、特許権の活用という観点では否定的な意見が多いが、全体としては、概ね問題無しとの意見が多い。
  - ・当小委員会の提案する新しい特許制度については、制度の必要性、制度への期待度とも否定的な意見が肯定を上回り、個別具体的な仕組みが必要との回答が少ない傾向がうかがえる。
  - ・ローカル特許制度自体と世界統一特許データベースの必要性は他の設問に比べて肯定的な意見が多かった。
- しかしながら、今回のアンケートでは、新興

国の知財人材の考え方を推し量るための統計処理が可能な母集団とデータ数には達しておらず、参考情報にとどまらざるを得ない。また、対象者が主に各国特許庁関係者であり、企業関係者は、また異なる観点を持っている可能性もある。

## 4. 3 世界統一特許実現の前提となるもの

当小委員会が認識する「特許制度の歪み」を解決することを目的に提案した「新しい特許制度」は、先進国と新興国の間、先進国間、更には異業種間でも利害の不一致が生ずる可能性があり、実現に向けての課題が山積しているとの示唆を有識者から頂いた。また、特許制度の多様性をもたらすメリットも少なからず存在していることが分かった。

また、新興国においては、現在の特許制度は先進国に有利な制度である、と感じつつも、現在の特許制度の問題点（歪み）に対する共感度は低いことがわかった。これは、自国における特許制度の充実、発明創造の仕組み、データベースの構築など、各国が今直面している実務的な課題解決が優先事項となっている可能性が高いと推定される。この推定が正しければ、アンケートの回答率が低かった理由も理解される。

以上の結果から、世界統一特許を基本とした新しい特許制度の実現に向けては、いきなり世界統一特許に向けた議論を行うのではなく、先進国と新興国、地域、産業などの垣根を越えて現在の特許制度の共通理解を促進することが最初に行うべきステップであると考えられる。

次に、現在の特許制度への共通理解の上に立ってそれぞれの国・地域が現状の問題点（歪み）やあるべき姿を議論する場を設け共通点と相違点を整理して新しい特許制度の必要性を議論していくこと、により、新しい特許制度を実現するプロセスが見えてくると考えられる。その過程においては、考え方の近い国・地域や結びつ

きの強い国・地域同士がグループを形成し、共通の課題、あるいは他のグループとの調和の課題を解決しそれらグループが最終的に統合されて1つの制度に集約されるのが可能性の高いプロセスと思われる。

#### 4. 4 新しい特許制度に向けた課題と対応

日本企業の知財部門の従業員である当小委員会メンバーは、グローバル知財活動における手続きの重複や煩雑さ、世界で同時並行的に起きる特許訴訟のリスク、それに要する多額の費用を現在の特許制度の歪みと捉え、この歪みを解消するべく世界統一を基本とした新しい特許制度を検討してきた。しかし、前述のインタビューとアンケート結果に基づけば、現時点で当小委員会が考える、新しい特許制度が必ずしも有効なものである、との裏付けは得られなかった。当小委員会が提案する、新しい特許制度の実現に向けた課題、及び今後の対応は以下の通りである。

- イ) 現在の特許制度の共通理解を促進することが議論の前提となる。
- ロ) 世界統一特許データベースの構築やPCT-PPHなど現在のインフラや手続き面の統合をまず進めるべき。
- ハ) ヨーロッパ統一特許、アジア統一特許など広域特許庁の拡充を優先課題とする。
- ニ) ヨーロッパ統一特許制度の進捗を検証し、その問題点の解決策を検討する。

#### 5. おわりに

以上、将来の知財状況を予測し、中長期的なグローバル知財戦略の方向性について明らかにした。さらに、現在の特許制度について、様々な問題を考察した上で、「豊かな未来を導く新しい特許制度を作ろう～全世界が参加し、有難味を享受できる特許制度の提案～」としてその1つの方策として世界統一特許やローカル特許

などを検討し、本稿において提案した。

提案した新しい特許制度は、有識者のインタビューでも明らかになったとおり、まだ様々な課題を抱えている。また、そもそも、新興国と先進国で現在の特許制度への共通の理解の土俵を作る必要性も指摘されている。

しかしながら、それを踏まえた上において、我々の考え方が1つの投石となり、そこから波紋を呼び、スローガンとして掲げた実りあるグローバルな特許制度へ一歩ずつ進んでいくことを期待しての論説として投稿するものである。

本稿は、2013年度マネジメント第1委員会第4小委員会及び2014年度マネジメント第1委員会第3小委員会のメンバーである、岩崎秀人(小委員長：JFEスチール)、伊田厚志(2014年度小委員長補佐：カルソニックカンセイ)、濱田三和(2013年度小委員長補佐：大建工業)、田中明(ブリヂストン)、長沢豊(フジクラ)、宮島正博(ソニー)、吉野謙二(オリンパス)、池田拓史(旭硝子)、東川太一(三菱重工業)、千葉哲也(KDDI)、田中賀郎(ウシオ電機)、宮崎猛(日立ハイテクノロジーズ)、武安弘光(旭硝子)、野澤裕(富士通)が、研究の結果として執筆したものである。

#### 注 記

- 1) 日本経済研究センター、【2050年への構想】グローバル長期予測 総括表pp.1~4、(2013)
- 2) ウィキペディア、各国の研究開発費一覧 <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%90%84%E5%9B%BD%E3%81%AE%E7%A0%94%E7%A9%B6%E9%96%8B%E7%99%BA%E8%B2%BB%E4%B8%80%E8%A6%A7> (参照日：2015. 6. 30)
- 3) 文部科学省、科学技術要覧 平成26年版、p.80 (2014)
- 4) European Patent Office, Scenarios for the future, 2007 <http://www.epo.org/news-issues/issues/scenarios.html> (参照日：2015. 6. 30)



本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 5) 荒木好文, 図解Trips協定 (初版3刷), pp.20~21 (2003) 発明協会  
<http://www.mabs.jp/archives/pdf/h16pdf/00.pdf#search='JBA%E3%83%BB%E5%9B%BD%E9%80%A3%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%AB%98%E7%AD%89'>  
(参照日: 2015. 6. 30)
- 6) 「国際知財制度研究会」報告書 (平成24年度) 2013年2月 一般財団法人 国際貿易投資研究所 公正貿易センター, 第2章  
[https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/trips\\_chousa\\_houkoku.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/trips_chousa_houkoku.htm) (参照日: 2015. 6. 30)
- 7) 生物多様性条約に基づく遺伝子資源へのアクセス促進事業, 平成16年度報告書, (平成17年3月) 財団法人 バイオインダストリー協会, 資料編  
<http://www.mabs.jp/archives/pdf/h16pdf/s07.pdf#search='%E7%94%9F%E7%89%A9%E8%B3%87%E6%BA%90+%E6%90%BE%E5%8F%96'>  
(参照日: 2015. 6. 30)

(原稿受領日 2015年4月17日)

